

# 幼保連携型認定こども園 ほうりん保育園 重要事項説明書

## 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 橘香会
所 在 地	青森県八戸市吹上一丁目4番4号
電 話 番 号	0178-24-4418
代 表 者 氏 名	理事長 吉田 章雄

## 2 施設概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園			
施設の名称	幼保連携型認定こども園 ほうりん保育園			
施設の所在地	青森県八戸市吹上一丁目4番4号			
連絡先	0178-24-4418			
管理者	園長 築瀬 眞知雄			
利用定員(人)	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	計
	15	35	35	85
開設年月日	昭和44年4月1日 ほうりん保育園開設			
	平成30年4月1日 幼保連携型認定こども園へ移行			

## 3 施設の目的及び運営の方針

### 【目的】

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

### 【運営方針】

- (1) 明るい子、素直な子、我慢強い子を育てる。
- (2) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
- (3) 人とかかわる力を育てるとともに自立及び協調の態度を養い道徳性の芽生えを培う。
- (4) 一人ひとりの子どもが地域社会と交流をもち安心感と信頼感をもって活動できるようにする。
- (5) 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- (6) 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年八戸市条例第31号)のほか、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守し施設の運営を行うものとする。

## 4 施設・設備等概要

敷 地	敷地全体	992.02㎡
	園 庭	248.73㎡(屋外190.59㎡・屋上58.14㎡)
園 舎	構 造	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建て
	延べ面積	580.08㎡
	築 年 月	平成27年4月

設 備	部屋数	備 考
乳児室	1	25.47m <sup>2</sup>
ほふく室	1	
保育室	5	いちご組(1歳児クラス)    ばなな組(2歳児クラス) みかん組(3歳児クラス)    りんご組(4歳児クラス) めろん組(5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1	65.45m <sup>2</sup>
調理室	1	37.62m <sup>2</sup>
多目的室	1	13.50m <sup>2</sup>

## 5 職員の配置状況

\*員数は利用児童数により変動することがあります。

職 種	員 数	常 勤	非 常 勤
園 長	1	1	
副園長	1	1	
主幹保育教諭	1	1	
指導保育教諭	2	2	
専門リーダー保育教諭	4	4	
職務分野別リーダー 保育教諭	3	3	
保育教諭	7	0	3
職務分野別リーダー栄養士	1	1	
調理員	2	1	1
職務分野別リーダー事務員	1	1	
職務分野別リーダー用務員	1	1	
看護師	1	1	

## 6 教育・保育の提供日及び提供時間

	提供日	休園日
1号認定子ども	月曜日～金曜日	・土曜日 ・日曜日 ・祝日 ・夏季休園 8月13日～8月16日 ・冬季休園 12月29日～1月3日
2号認定子ども 3号認定子ども	月曜日～土曜日	・日曜日 ・祝日 ・冬季休園 12月29日～1月3日

開園時間	7時    ～19時	
教育時間	8時30分～14時30分	・教育時間の前後に一時預かりを行います。 ・保育時間の前後に時間外保育を行います。 (いずれも開園時間内)
保育標準時間	7時    ～18時	
保育短時間	8時30分～16時30分	

\*在園児以外の一時的預かりを行います。(8時30分～17時00分)

## 7 教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育のほか、以下に掲げる便宜の提供を行います。

### (1)特別事業

- ・スイミング教室(年中・年長組の希望者)<有料>
- ・サッカー教室(年少、年中、年長組)<無料>
- ・英語教室(年長組)<無料>

・音楽教室(年中、年長組)<無料>

・科学教室(年長組)<無料>

## (2)食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0～2歳児	9時30分頃	11時頃	14時40分頃
3～5歳児		11時30分頃	14時40分頃

(3)子育て支援事業として、子育て相談及び在園児以外の一時預かり(8時30分～17時00分)を行います。

## 8 利用料金

市町村が定める保育料のほか、別表に掲げる費用負担があります。

## 9 入園・退園・転園・休園・卒園に関する事項

### (1)入園

ア 1号認定子どもの入園選考については、原則として先着順とします。

ただし、同着で複数の申込があつて定員数を超えた場合は、抽選とします。

(1号認定子どもの認定申請は満3歳以上からとなりますので、年度途中で満3歳になる子どもで1号認定区分への変更を希望する場合など、詳しくは保育園へお問い合わせください。)

イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園については、市町村が利用調整を行います。

### (2)退園

ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の20日までに退園届を提出してください。

イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができます。

・2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、支給認定要件に該当しなくなったとき

・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### (3)転園

転居等により他の教育・保育施設への転園を希望するときは、転園希望月の1月前までに転園届を提出してください。

### (4)休園

ア 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望するときは、速やかに休園届を提出してください。

イ 児童が多数伝染病に罹患する等、教育・保育上重大な影響があるときは、休園となる場合があります。

### (5)卒園

当園は、児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

## 10 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1)内科、小児科

医療機関の名称	医療法人 はしもと小児科
医院長名	橋本 剛
所在地・電話番号	八戸市新井田西3丁目16-15 0178-30-1161

### (2)歯科

医療機関の名称	いしおかデンタルクリニック
医院長名	石岡 道久
所在地・電話番号	八戸市三日町24 石岡商事ビル 2F 0178-20-0582

### (3)薬剤師

薬局の名称	株いちい薬局	
薬剤師名	百合本 里奈	
所在地・電話番号	八戸市柏崎六丁目29-4	0178-45-2601

### 11 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	
・解決責任者 園長 築瀬 眞知雄	
・受付担当者 主幹保育教諭 石橋 佳子 指導保育教諭 齋藤 操 (担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください)	
・相談時間 当園開園日、開園時間内	
・電話番号 0178-24-4418 ・FAX番号 0178-24-4431	

第三者委員		
氏名	松川 博	田邊 隆
住所	八戸市吹上一丁目13-30	八戸市江陽二丁目17-10
電話番号	0178-22-5530	0178-45-4571
役職・肩書等	吹上地区連合町内会顧問	江陽公民館 館長

### 12 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

防災設備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・非常警報装置 ・誘導灯 ・カーテン ・敷物 ・建具等の防災処理 ・震災用備蓄: 食糧 (保存食、菓子類など) 飲料水(100人×3日分) 拡声器・携帯ラジオ等
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	第1次: 園正面駐車場 第2次: 八戸東高等学校

### 13 虐待の防止

当園では、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要措置を講ずるものとします。

### 14 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先及び保護者の指定する医療機関へ速やかに連絡を行います。(必要な場合、救急車を要請します。)

### 15 その他の留意事項

(1)当園の敷地内はすべて禁煙です。

(2)送迎は基本的に保護者が行います。保護者以外の方が送迎する場合は連絡をお願いします。

別表

1 教育・保育の提供における便宜に要する費用(実費徴収)

項目	内容(負担を求める理由・目的)	金額
主食費	(1号認定子ども)	月額 700円
副食費		月額 3,500円
主食費	(2号認定子ども)	月額 700円
副食費		月額 4,500円
教材費	絵本など(年齢に応じた教育・保育教材)	月額 380~450円
スイミング教室参加費	4歳以上児・参加者のみ(希望任意)	月額 5,000円

\*副食費については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

2 1号認定子どもの一時預かりに係る費用

7時00分～ 8時30分	無料	
14時30分～16時30分	1日 200円	月額 3,000円
14時30分～19時00分	1日 400円	月額 5,000円
土曜日、夏季休園日	教育時間内 1日 500円	給食費 1食 200円(希望者)

3 保育認定子どもの延長保育に係る費用

項目	金額
保育短時間認定子どもで8時間を超えた場合	無 料
保育標準時間認定子どもで11時間を超えた場合	

4 在園児以外の一時的預かりに係る費用

在園児以外(月曜日～金曜日、8時30分～17時)

6か月～5歳児	1時間 200円	給食費 1食 200円(希望者)
通常保育時間 8時30分～17時まで 月～金曜日(土曜日・日曜日・祝日はお休みです) 週に3回まで利用できます。 生後6か月からお預かりします。お薬はお受けできません。		

\*当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を発行します。